

加古川市防災啓発用教材等貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、防災啓発用教材等（以下「教材等」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象)

第2条 教材等の貸出対象は、自主防災組織、町内会、学校その他市長が認めた団体とする。

(貸出しの教材等)

第3条 貸出しする教材等は、別に定める。

(貸出しの手続き)

第4条 貸出しを受けようとする者は、あらかじめ教材等の貸出し状況を確認のうえ、教材等借受申請書（以下「申請書」という。様式第1号）に必要事項を記入し、市長に申請するものとする。

2 市長は、申請書の内容が適当と認めるときは、教材等を貸出すものとする。

(借受者の義務)

第5条 教材等を借受けた者（以下「借受者」という。）は、営利を目的として教材等を使用してはならない。

2 借受者は、教材等を申請時の使用目的以外に使用してはならない。

3 借受者は、教材等を転貸し、又は譲渡してはならない。

(貸出期間)

第6条 教材等貸出期間は、7日以内とする。ただし、教材等の管理上又は運営上支障がないと市長が判断したときは、この限りではない。

(教材等の貸出し並びに返納)

第7条 教材等の貸出し並びに返納は、原則として防災安全部防災対策課においてこれを行う。

2 借受者は、教材等の貸出期限が到来したときは、直ちに返却しなければならない。

3 借受者は、返却の際、貸出しを受けた教材等に破損、異常等がないか確認し、教材等使用報告書（様式第2号）を提出しなければならない。

(使用料)

第8条 教材等の使用料は、無料とする。

(管理義務)

第9条 借受者は、教材等を良好な状態に保持できるよう管理し、使用するものとする。

2 借受者は、教材等を滅失又は損傷したとき、それが借受者の責めに帰すべき理由にある場合は、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

貸出項目	番号	物品名	時間	製造年
防 災	1	気象災害から命を守る 「想定外」は、いま起きるかもしれない	21分	2015年
	2	熊本地震から学ぶ こんな対策があなたを救う	26分	2016年
	3	被災地からのメッセージ 証言集 命をつなぐ絆の力	25分	2016年
	4	地域の人々を戦力に 自主防災の新しい挑戦	24分	2016年
	5	避難所の開設・運営 ～その時、皆さんの力が必要です～	17分	2014年
	6	災害時要援護者の支援 ともに生きのびるための自助・共助	17分	2014年
	7	女性の力を防災の力へ 女性消防隊の活躍	21分	2016年
D	8	地震・水害から命を守る ～生き抜くための自助・共助～	24分	2019年
V	9	地震・津波から生き延びる ～正しい知識と行動～	16分	2012年
	10	ナンデくんと学ぶ 地震と津波を知ろう	16分	2012年
	11	迫り来る大地震に備える ～そのとき、その場所にあった身の守り方をするために～	26分	2020年
D	12	ハローキティとまなぼう！ ぼうさいくんれん	14分	2019年
	13	災害ケーススタディ ～とっさの判断！君ならどうする？～	地震約9分 台風約8分 津波約13分	2015年
	14	危険から身を守ろう！ 大きな地震が起きたとき	15分	2015年

貸出項目	番号	物品名	時間	製造年
防 災 D V D	15	災害から一人の命も取り残さない 要配慮者の備えと避難行動	27分	2021年
	16	ためらわずに避難を！ 水害から命を守る備えと避難行動	27分	2021年
	17	全員参加の自主防災 ～災害に強いまちづくり～	23分	2020年
	18	記録的大雨から いのちを守る10か条	21分	2021年
	19	大地震発生！（改訂版） ～東日本大震災、阪神・淡路大震災から学ぶ～	18分	2011年
	20	自然災害への備え いのちを守る7か条	20分	2020年
	21	じしんがきたらどうする？ むしむし村の防災訓練	12分	2012年
担架	22	いすたんか (移動補助用具)	—	—

様式第1号（第4条関係）

教材等借受申請書

年 月 日

加古川市長 様

住所又は所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

教材等を借受けたいので、加古川市防災啓発用教材等貸出要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

使用目的			
貸出希望日	貸出日	年 月 日 ()	
	返却日	年 月 日 ()	
貸出教材等	貸出項目	番号	物品名
その他	借りに来られる方の氏名・連絡先：		

【使用上の注意事項】

- 1 借受者は、教材等を目的以外に使用しないでください。
- 2 借受者は、教材等を転貸し、又は譲渡しないでください。
- 3 借受者は、教材等を良好な状態に保持できるよう管理し、使用してください。
- 4 教材等貸出期間は、7日以内です。
- 5 一度に貸出しできるDVDは、最大2枚までです。
- 6 借受者は、教材等を滅失又は損傷したとき、それが借受者の責めに帰すべき理由にある場合は、その損害を賠償する必要があります。

様式第2号（第7条関係）

教材等使用報告書

年 月 日

加古川市長 様

住所又は所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

年 月 日に借受けた教材等について、返却します。また、加古川市防
災啓発用教材等貸出要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

使用日	貸出日	年 月 日 ()		
	返却日	年 月 日 ()		
貸出教材等	貸出項目	番号	物品名	状態
				良・不良
				良・不良
備考				

注1) この報告書は、教材等返却時に提出してください。

注2) 教材等の状態が不良の場合、備考欄にその内容を記載してください。